

戦争体験記

石田喜雄

南台五丁目

隅田川悲歌

春まだ浅い今年の三月二日、JR両国駅の北側にある東京都慰霊堂（関東大震災避難者と都内戦災殉難者の合祀所）に焼香をすませ、両国橋上にたたずんだ。冬の日射しが川面に映えて隅田川は静かに流れていた。今は隅田川の川底を地下鉄二線が走っているが、三五年前のあの三月十日には、焼死体、水死体で水面が見えなかつたと聞く。隅田川に火の雨が降り、燃える川、火の川となったことも時の流れと共に流れ去ったのかも知れない。

否悲しい思い出は今なお強く残っている。軍艦マーチの勝った勝ったに踊らされた都民は、あの日の大空襲で敗けいくさの近いことを知らされた。防空防火演習の水のバケツリレーも火ダタキも、雨霰あられと落ちてきた焼夷弾の威力の前には余りにも無力で、瞬時にして炎熱地獄となり、あたら十万人の生命を失い、百万人の罹災者を出した。材木と紙の燃え易い密集都市の空の守りは、軍当局の日頃の豪語に反して、全く無抵抗の防備だっ

たといえよう。

私の実兄夫婦、子供四名（他一名生存）は深川白河町四一六の同潤会アパートで焼死した。当時私は牛込戸山町の臨時東京第一陸軍病院（現国立病院）の病棟付衛生兵として召集されていた。兄（三八歳）は海軍省艦政本部に出仕しており、三月十日には休暇をとり、身重の妻といたいな幼児を引き連れて父母の疎開先の栃木県間々田町へ行くことになっていて、三月六日私の留守宅（中野区小淀町）へ挨拶に来た。しかしあの空襲では疎開も出来なかつたと思ひ、海軍省の同僚の方が兄の住居地を訪ねられたが、余りにも悲惨な焼け跡を見られ、生死を知ることが出来ず、私の召集時の勤務先（森永製菓）へ連絡をされ、森永製菓から陸軍病院へ三月十二日に電話があった。この訃報を受けた瞬間私は足がすくみ、大地に吸い込まれる思いだった。

同年兵の話では、しばし呆然としていて、上官に敬礼を忘れていたという。三月九日は日没前から風が吹き荒れていた。十

日未明の空襲警報が発令されたときには、既に下町方面の空は真紅に燃えていた。火が火を呼び、風が風を呼んだという。胸騒ぎが激しく、兄達よ無事でいてくれよとの思いで、非常勤務もうつろなものであった。一兵卒の悲しき、兄の安否を知る術もなかった。兄達の急変を知ってから手順を踏んで、中隊准尉に臨時外出を願い出た所、「国が大切か、家が大切か。非常時に何をいうか」と一喝され却下された。

勤務先病棟の軍医中尉にその旨を報告した所、「明十三日公用外出を許可するから十八時（午後六時）までには必ず帰隊する様に。くれぐれも短気を起こしてはならない（脱走するなどの意）」と言われたときは嬉し涙がドツと溢れ出た。明けて三月十三日朝食後两国駅から白河町まで駈けつけた。街には無念の形相、髪の毛の焼けただれた焼死体が溢れ、焼けた瓦礫が散乱し、焼トタン、家財道具が道をふさいで、焼けた土と死体の異臭が鼻をつき全くの地獄だった。冬の風が冷たく肌を刺し、足早に通る過ぎるには余りにも重くなる心だった。

現在は都営新宿線森下駅入口の反対側の新装なった森下町郵便局も半壊の状態にあったと記憶している。同潤会アパートに辿り着いたとき足がすくんでしまった。兄達の生死は不明だったが、淡い生存の期待をもつことは出来なかった。何故なれば、この一両日焼死体をトラックで収容したとのことだった。兄達の防空壕の入口に兄の常用していたと思われる短靴に血が溢れ

ているのを見た。これは妊娠中の義姉が、空襲のさなか産気づいたものと思われたからである。軍医に帰隊して話した所、血が凝結（こりかたまる）していないのは妊婦の多量出血ではないかとの判断だった。

戦後アパートの隣家で奇跡的に生存された川口さんのお話では、隣接の元加賀国民学校の校庭の隅に学童用の机、椅子がウズ高く積まれており、そこが発火点となり一挙に火を呼んだという。又その方は逸早く避難を奨められたが、火の恐怖におのきまつわりついた八歳、六歳、三歳、二歳の子供達、既に流産して瀕死の状態の妻（二八歳）とえい児（産み落としたばかりの赤子）、出征中の弟のこと、疎開した老父母（七十二歳）のことが脳裏を走り去ったことであろう。自分独りが生きて如何なる。猛火を浴びて火だるまのようになりながら四人の子供をかばいつつ息絶えたのではなからうか。万事窮すの思いで天を仰いで仁王立ちしていた兄の姿を思い出すと川口さんは話されていた。長男（当時八歳）は火傷があったが、防空壕の奥にいたため奇跡的に同じアパートに住む浅沼稲次郎氏に助けられ、戦災孤児のひがみで一時はいじけた時もあったが、今は立派な社会人となり、現在高二、中一の女子の父となり、平和な毎日を通して亡き兄達に見せたい晴れ姿と申せましょう。この大空襲、広島・長崎の原爆などによりかち得た平和も恥ずべき世相により全くの無駄死になりつつあることは悲しいことと

言えよう。

再軍備、徴兵制の復活とか一部好戦的意見が出ているが、あの業火に追われて非業の死をとげた方々の鎮魂のために、憲法第九条は絶対に護持したいものである。

